

各 位

2022年4月13日

会社名 株式会社 チ ョ ダ 代表者名 取締役社長 町野 雅俊 (コード番号 8185 東証プライム) 問合せ先 取締役管理本部長 今田 至 (TEL: 03-5335-4131)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年5月26日開催予定の当社第75回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することと決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

## 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1)変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2)変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は、不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

## 2. 変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

	(1份(600000000000000000000000000000000000
現行定款	変更案
第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし	<削除>
提供)	
当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業	
報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき	
事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインター	
ネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して	
提供したものとみなすことができる。	
	第 15 条(電子提供措置等)
<新設>	当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容
	である情報について、電子提供措置をとるものとする。
	2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定め
	るものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面
	交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことが
	<u>できる。</u>
	1. 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット

現行定款	変更案
	開示とみなし提供)の削除および変更案第 15 条(電子提
	供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和
	元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正
	規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ず
	<u>るものとする。</u>
	2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株
	主総会の日とする株主総会については、現行定款第 15 条
	はなお効力を有する。
	3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株
	主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後に

以上